

# 港湾空港建設事業の 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン

一般社団法人 日本埋立浚渫協会  
日本港湾空港建設協会連合会  
一般社団法人 日本潜水協会  
一般社団法人 日本海上起重技術協会  
全国浚渫業協会

令和2年5月18日策定  
令和2年5月27日改定  
令和2年6月30日改定  
令和2年7月10日改定  
令和3年5月24日改定  
令和3年11月1日改定  
令和5年1月31日改定  
令和5年3月13日改定

## ■ 目 次 ■

1. はじめに
2. 感染防止のための基本的な考え方
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) リスク評価とリスクに応じた対応
  - (3) 基本的な対策
3. 講じるべき具体的な対策
  - (1) 健康管理・労務管理
  - (2) 通勤・外勤
    - ①勤務体系
    - ②通勤手段
    - ③外勤
  - (3) 勤務
    - ①共通事項
    - ②職場
    - ③現場
  - (4) 休憩・休息
    - ①食堂・休憩室・控室
    - ②トイレ
    - ③喫煙所
    - ④屋外休憩場所
  - (5) 来客への対応
  - (6) 従業員等の意識向上
  - (7) 労働衛生管理等の適切な実施
  - (8) 陽性者等が発生した場合の対応
4. 終わりに

別添 <新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドラインチェックリスト>

## 1. はじめに

### 【感染拡大予防の必要性】

港湾空港建設事業者等は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定〔令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）〕。以下「基本的対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者として位置付けられており、その事業の継続が要請されている。

一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれており、このような中で、海上工事において作業船等の資機材を使用して業務を行うとの共通の課題を有する港湾空港建設事業者等が、継続的にその責務を果たしていくためには、事業継続のために必要な感染拡大予防対策を協力して適切に講じていくことが必要である。

このため、基本的対処方針の変更等をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のガイドラインを策定するものである。

### 【本ガイドラインの位置付け】

本ガイドラインは、上記を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの当分の間の実施が推奨されるものとして、港湾空港建設事業者等に対する推奨事項を整理したものである。

今後、本ガイドラインを広く業界に普及させるとともに、各港湾空港建設事業者等において、個々の職場・現場や感染リスクの実態に即した、実行可能な効果的な対策を、迅速かつ適確に講じることにより、感染拡大の予防に万全を期していく必要がある。

本ガイドラインは、デルタ株からの置き換わりが進むオミクロン株の特性を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から見直しを行い改定を行ったものである。

このたび、令和5年2月10日の第102回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「マスク着用の考え方を見直し等について」が決定され、併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを受け、本ガイドラインを再改定するものである。

また、本ガイドラインに記載のない取組を含め、各港湾空港建設事業者等において、業界内外の好事例を積極的に取り入れつつ、現場において創意工夫しながら、感染リスクの実態に即した対策を実践していくことが重要である。

なお、本ガイドラインは、関係5団体の会員である港湾空港建設事業者等が行う感染拡大防止対策を想定したものであるが、港湾・空港及びその近傍で事業を営む会員以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

なお、本ガイドラインは令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更された時点での廃止を予定している。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

港湾空港建設事業者等は、自らの職場・現場や感染リスクの実態を十分に踏まえ、自らの事業所の建物内に留まらず、他の事業者と共用する施設や作業を行う船舶内、通勤経路を含む周辺地域等において、従業員や経営者（以下「従業員等」という。）への感染拡大を防止するよう努める。

また、従業員等が感染した場合においても、濃厚接触者が多数発生することがないように、現場での待機中、作業中、休憩中を含め、自社の従業員等相互間や自社の従業員等と取引先の従業員等との間での濃厚接触が生じないように、普段から業務上の工夫を行うよう努めるものとする。

このため、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる））の回避対策を講じる。

また、国の緊急事態宣言が解除された地域においては、国の示す「新たな生活様式」を参照し、引き続き感染拡大の防止に努めることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているため、国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を確認することとする。

上記対策を適切に進めるとともに、3密の回避をより効果的に実現できる遠隔化、ICT化を進め、働き方改革、生産性向上にも資する導入等を積極的に検討する。

確実に感染防止対策を講じるためにも、発注者、関係団体、協会内、社内での協力・連携、情報共有を積極的に進めるとし、品質確保調整会議等の場を活用しつつ、対策の内容、工程への影響、費用負担等について適切に確認・共有を図る。

### (2) リスク評価とリスクに応じた対応

港湾空港建設事業者等においては、まずは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染・エアロゾル感染のそれぞれについて、自社の従業員等や取引先の従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

接触感染のリスク評価としては、他の事業者と共用する施設や作業に使用する機器、作業を行う船舶などを含め、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターや自動販売機のボタン、車両や機器のハンドル・レバー・ボタンなど）には特に注意する。

飛沫感染・エアロゾル感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、屋内や船内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

### (3) 基本的な対策

以下の点は、対策を行う上での基本となるため、十分に理解するとともに、掲示・周知を行うなどその徹底を図る必要がある。

※マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とする。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から現場入場者に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。

※事業者が、例えば、現場内の感染状況を踏まえ、感染対策上の理由により、現場入場者にマスクの着用を求めることは許容される。

(換気・保湿の徹底)

- ・ 必要換気量（一人あたり毎時 30m<sup>3</sup>）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、建築物衛生法関係法令の空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認する。
- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気により、窓を全開して換気を行う。複数の窓がある場合、二方向の窓を開放する。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・ 室内が乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿を行う。
- ・ CO<sub>2</sub> 測定装置を設置する等により換気状況を常時モニターし 1000ppm 以下（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持する。
- ・ なお、CO<sub>2</sub> 測定装置を設置する場合、室内の複数個所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレータの補助的併用も可とする。

(対人距離の確保と咳エチケット)

- ・ 職場や現場においては、人と人との間に十分な距離を確保することが望ましい。
- ・ 外来者、顧客・取引先等と対面で接触する場合は、一定の距離を取る。
- ・ 食事などでは、会話を控えるとともにティッシュ・ハンカチなどや上着の内側や袖で口や鼻を覆う等により咳エチケットを徹底する。
- ・ 業務上必要な場合を除き、大声を出さないことを徹底する。

(定期的な手洗い・手指消毒の徹底)

- ・ 石けんによる定期的な手洗いを徹底する。(最低 30 秒以上かけて洗う。)
- ・ 洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行う。
- ・ アルコール等の手指消毒液を職場に設置し、使用を促す。

※ 厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルス感染症について」に掲載されている手洗いの啓発用リーフレットを活用。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2\\_4](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_4)

※ 首相官邸、厚生労働省のホームページ「感染症対策へのご協力をお願いします」に掲載されているリーフレットを活用

[https://corona.go.jp/prevention/pdf/kansen\\_yoko.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/kansen_yoko.pdf)

(定期的な消毒の徹底)

- ・ 不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
  - ※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと）。
  - ※ 有効塩素濃度 0.008%以上の次亜塩素酸水についても、汚れをあらかじめ落とし、十分な量で表面をヒタヒタに濡らした状態での拭き掃除は有効とされている。
  - ※ 家庭用洗剤等も有効性が確認されている。
  - ※ 厚生労働省のホームページにおいて、①、②のとおり、新型コロナウイルスの除菌・消毒方法の知見が掲載されている。

①新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

3. モノに付着したウイルス対策
4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

②新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

4. マスク・消毒液に関するもの

「問3 新型コロナウイルス感染予防のための手洗いや身の回りのものの消毒・除菌はどのようにしたらよいですか。」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html#Q4-3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html#Q4-3)

(一般的な健康確保措置の徹底)

- ・ 疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避ける。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うとともに過度な飲酒は控える。
- ・ 職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮する。

### 3. 講じるべき具体的な対策

港湾空港建設事業者等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策として講じることが考えられる推奨事項は以下のとおりであるが、本ガイドラインは、全ての職場や現場において全ての推奨事項を一律に実施することを求めるものではない。このような前提で、本ガイドラインでは、先進的なものを含め、想定される取組みを前広に列挙している。

地域における感染状況や、個々の職場・現場の実態は様々であり、これを反映し、個々の職場・現場の感染リスクの実態も多様である。このため、各港湾空港建設事業者等が、個々の職場・現場で実際に講じる取組を検討するに当たっては、「2. 感染防止のための基本的な考え方」を踏まえつつ、個々の職場・現場や感染リスクの実態に即した、現実的に実行可能な効果的な対策を選定し、着実に取組みを進めていくことが重要である。

具体的取組みにあたっては、以下に記載した内容のほか、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧」を参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html#h2\\_free1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html#h2_free1)

#### (1) 健康管理・労務管理

- ・ 職場において、従業員（雇用関係の有無に関わらず、同じフロア又は現場で勤務する者をいう。以下同じ。）の日々の健康状態の把握に配意する。
  - ・ 従業員及び経営者（以下「従業員等」という。）に対し、出勤前に、体温や風邪等の症状の有無を確認させ、発熱等で体調が悪い者は出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
  - ・ 検査の活用を図る。
    - 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原定性検査キットを活用して検査を実施する。職場での検査に限らず、帰宅させ、自宅で検査を行うことも可能であることに留意する。
    - 抗原定性検査キットの利用に向けた事前準備
      - 1) 薬事承認された新型コロナウイルス抗原定性検査キット（その他の抗原を同時に検出するものを除く。）を選定するものとし、保管・使用については、抗原定性検査キットの添付文書等をよく確認することとする。
      - 2) 事業者は、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員（※）を定め、抗原定性検査キット等による新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を実施するに当たって必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修を受けさせ、研修の受講を確認し、その名簿を作成し、保存する。
- なお、職場に医療関係資格を有する者がいる場合には、当該従事者により検査の管理を行うことを検討する。

(※) 「検査を管理する従業員」とは、検査の実施に関して必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う従業員のことをいう。

【新型コロナウイルス感染症の検査に関する研修資料】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

(上記ページの中にある「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査のガイドライン」及び「理解度確認テスト」参照。なお、同ガイドラインは職場での検査を含め、医療従事者の不在時における新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査全般に関するガイドラインとなっている。

3) 事業者は、検査を管理する従業員がいることを示す確認書を医薬品卸売販売業者（又は薬局）に提出し、抗原定性検査キットを入手する。抗原定性検査キットは、事業所において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内の対応フローを整理する。

- 抗原定性検査キットでの検査結果が陽性であった場合、速やかに健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方は、医師の判断を受けるよう伝える。また、検査結果が陰性であっても、偽陰性の可能性もあることから、症状が軽快するまで外出を控えるなど感染対策を講じるよう伝える。
- また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用である。

○ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

- ・ 現場にて新型コロナウイルス感染者が確認された場合に、感染拡大抑止に努めるため、受発注者間、団体内（本部と支部）、団体間（本部同士、支部同士）等の関係者間で速やかに情報共有を行う。

## (2) 通勤・外勤

### ①勤務体系

- ・ 管理部門などを中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを励行する。オンラインでの会議や打ち合わせを活用し、会議等のための出勤を抑制する。
- ・ 時差出勤・時差退勤により、混雑時間帯の公共交通機関の利用やロッカールーム等の混雑を避ける。
- ・ ローテーションを組み交代勤務を実施することが可能な職種については、ローテーションによる交代勤務を導入する。なおこの際、職場全体での感染を防止するため、各ローテーショングループ間で人の入れ替えが無いよう配慮する。

### ②通勤手段

#### (公共交通)

- ・ 通勤時は、電車等の車内換気に協力する。
- ・ 通勤時は、不必要な会話を控える。



(マイカー、バイク、自転車)

- ・ 公共交通機関が混雑している区間・時間帯に通勤せざるを得ない従業員について、駐車・駐輪場所の確保が可能な場合は、マイカー、バイク又は自転車での通勤を認める。

### ③外勤

- ・ オンライン会議や電話、電子メール等を活用し、出張や外出の際は、移動中及び移動先での感染対策を徹底する。特に、感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は極力控える。
- ・ 車内や共同生活空間でも大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図る。
- ・ 帰宅時、飲食前等の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底する。
- ・ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにしておく。
- ・ 地域の感染状況に注意する。

## (3) 勤務

### ① 共通事項

- ・ 職場や現場、食堂・休憩室等において、基本的な感染対策や留意事項について掲示・周知を行う。
- ・ 従業員等は、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、うがいをする。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 食事などでは、不必要な会話を控えるとともに、ティッシュ・ハンカチなどや上着の内側や袖で口や鼻を覆う等により咳エチケットを徹底する。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気の徹底や対人距離の確保によりそのような空間をなるべく作らない等の工夫をする。

※ 熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。

- ・ 電子メールや各種のオンラインサービス、ファックス、郵便、宅配便などを活用し、社内外の関係者との間の書類や物品の対面での受け渡し回数の削減を図る。(例. 文書の写真ファイルやPDFファイルを電子メールで受け取って確認し、後日、原本はまとめて郵送／書類そのものの廃止など)
- ・ 朝礼・点呼・夕礼等の定例ミーティングについては、3密を避けるため、中止又は時間短縮、対人距離の確保、小グループでの分割実施を検討する。
- ・ 個々の従業員の専用とすることが可能な器具や装備、衣服については、共有を避ける。共有するものについては、定期的に消毒を行う。
- ・ 制服、作業服や手袋などの衣服等は定期的に洗濯又は消毒する。

## ② 職場

- ・ 従業員が、対人距離を保てるよう座席配置を工夫する。また、業務上必要な場合を除き、大声を出さないこと。
- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避する。
- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避する。
- ・ エレベーターの中では会話を控える。
- ・ 室内の換気を徹底するとともに、乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿を行う。

※ 熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ 通常の清掃後に、不特定多数が接触する場所を定期的に清拭消毒する。（手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。）

（例）打ち合わせ用のテーブル、椅子の背もたれ、  
応接用のテーブル、ソファの座面、受付カウンター、  
エレベーターのボタン、階段の手すり、自動販売機のボタン、ドアノブ、  
照明のスイッチ、エアコンのボタン、タイムカードのレコーダー、  
電話、パソコンの電源スイッチ・キーボード、  
タブレット、コピー機やプリンターの電源・タッチパネル 等

## ③現場

- ・ 工事事務所及び作業船等の船内における具体的対策は以下を参照しつつ、各々の工事事務所及び船舶の規模や作業内容を考慮し、感染拡大防止の趣旨を踏まえ、適切かつ柔軟に対処することとする。
- ・ 工事事務所及び作業船の船内における作業員等に対し、朝礼や張り紙等によって感染拡大を防止するための知識・知見等を従業員等に周知するなど、感染拡大防止に係る個人的取組等の指示、教育を実施する。
- ・ 工程が重複し、3密の状態の発生が危惧される場合は、発注者と協議の上で必要に応じて工程の調整等を適切に行う。業務上必要な場合を除き、大声を出さないことを徹底する。
- ・ 各工事においては、ICTを活用したWEB会議による打ち合わせや遠隔検査を導入するなどの感染拡大防止措置を、発注者と協議の上で積極的に導入することに努める。
- ・ 現場で器具等を共用する場合には、その都度、消毒を適切に行う。（潜水作業に使用する水中マスク・レギュレーター等の潜水器具は原則個人のものを使用するが、やむを得ず共用する場合など。）
- ・ 各工事事務所及び船内における感染拡大防止に関する個別の対応について、協会会員各社の事例を収集し、情報の共有化を図ることとし、各社の対応の向上に資することとする。
- ・ 環境省と厚生労働省が示している『「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント』等を踏まえつつ、気温及び湿度が高い日においては、現

場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。

- ・ なお、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、熱中症予防行動を効果的に促すことを目的とした情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」（以下「アラート」という。）が関東甲信地方で実施されていることも踏まえ、アラートが発表された際は、特に熱中症予防対策を徹底する。

#### （工事事務所）

- ・ 出勤前に事前に体温を測ること。（現場入場者について自己申告による体温の記録を行う。）
- ・ 職員、作業員とも、時間帯をずらした出勤とし、朝礼も複数回実施する。
- ・ 朝礼については、職長及び安全衛生責任者のみを参加させる形で行い、その後に行う体操・KY活動については、グループ毎に一定の間隔をとる。
- ・ 作業員の休憩及び昼食については、一斉に全員で休憩をとらず、時間帯を変える（ただし、個別にハウス等が確保され、人の集中が発生しない場合は、この限りではない。）感染防止策を行っている食堂以外での食事は控える。
- ・ 昼の打合せ・夕礼等の職長及び安全衛生責任者の打合せについては、複数回数開催など人数を最少化し、一定の間隔をとること。
- ・ 安全衛生協議会の開催は、1次業者担当者（1名）に限るなど概ね10名以下での複数回開催とし、2次以下の業者へは議事録を使用し周知記録を回収すること。
- ・ 工事事務所内の職員執務スペースは、密閉・密接・密集が揃わぬよう、席の配置見直しを行うこと。向かい合わせにならないようスクール型や、向かい合わせでも位置をずらしたスタガード配置に変更する。また、窓開け換気、常時室内人数の最少化を実施すること。事務所では大声を出さないことを徹底する。
- ・ 工事事務所内部が狭隘である等の理由により3密の状態の発生が危惧される場合には、必要に応じて一人当たり面積の拡充を図る等、職員、作業員の間で十分な離隔を確保することが出来るよう所要の措置を講ずること。
- ・ 職員及び作業員が適切に手洗いの励行を行うことが可能となるよう、必要に応じて手洗い場の増設を図ること。特に小規模な作業所や、遠隔地にある作業所等においても適切に手洗いの励行を行うことが出来るよう配慮すること。
- ・ 工事事務所入口等の人の通行の多い箇所に消毒液の設置を行い、可能な限り動線を分けること。
- ・ 高頻度接触部位（テーブル、背もたれ、ドアノブ、電気スイッチの他、工事記録用機器（タブレット、カメラ等）の消毒を適切に行うこと。
- ・ その他、打合せ等の際は3密を回避し、換気を徹底すること。

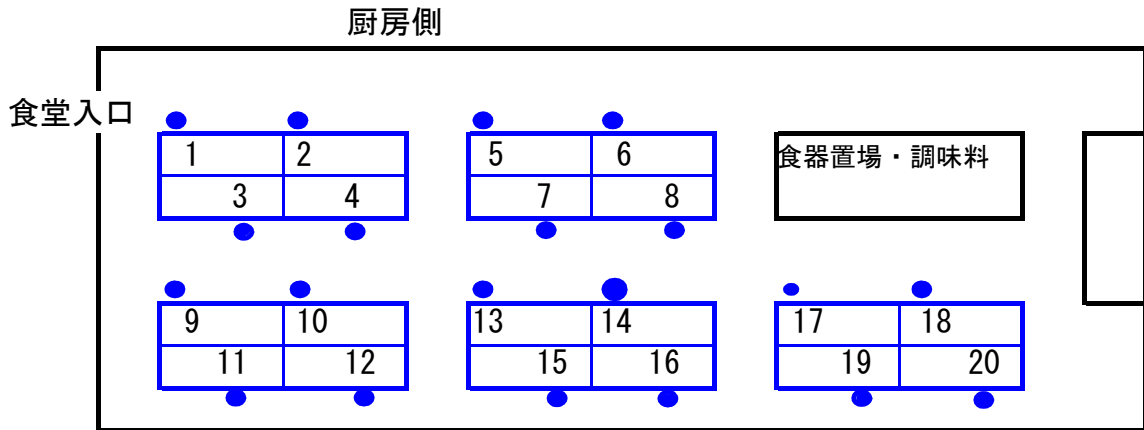
※ 熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。

- ・ 3密を回避するためにも、発注者と協議の上、遠隔臨場の実施、TV会議の活用、検査のICT化等を検討する。

(船内)

- ・ 就業前に体温計測して「検温記録」用紙に記入する。37.5度以上の発熱がある場合は自室にて待機し、自室フロア以外の移動を禁止する。発熱時の食事は自室にて弁当とする。
  - ・ 自室以外では、業務上必要な場合を除き、大声を出さないことを徹底する。
  - ・ 朝礼時、打合せ時等は他者との離隔をとるようにする。朝礼は、各部代表で行う。体操、TBM、KY活動は、グループで行い各人の距離を取る。
  - ・ 船舶の搭乗箇所や執務室入り口等の人の通行の多い箇所に消毒液の設置を行うこと。
  - ・ 船内（船上を含む）における、狭隘な廊下・通路、手すり等の作業員が接触する可能性の高い箇所の消毒を適切に行うこと。
  - ・ 居住場所については、既乗船者と新規乗船者の居住フロアを分ける等、作業船の居住環境を確認し、3密を回避する工夫を講ずること。また、船内居住者の体調管理を徹底するとともに、休日の報告・連絡・相談体制を整えることとする。
  - ・ トイレの使用については、便座を使用する場合は、原則、居住フロアのトイレを使用する。
  - ・ 食事場所については、以下の事項を遵守することとする。
    - 飲食用に感染防止対策（①アクリル板等パーテーションの設置又は座席の間隔確保、②手指消毒の徹底、③換気の徹底）を行っている食堂や自室以外での食事は控える。
    - 厨員は食事時間後の清掃時テーブルを除菌する。
    - 入室時に手洗い、または手指消毒を徹底する。
    - 席が空いてない場合は時間をずらし食事をする。
    - 食事する者の離隔を十分に確保する（下図参照）。
    - 司厨員は食事を1人前ずつトレイに入れ渡す。
    - 食事中は、不必要な会話を控える。
  - ・ 手洗い、うがい等を行い各自体調管理すること。
  - ・ 通常船舶内で宿泊している場合も、必要に応じて陸上宿泊等により3密を回避することも検討する。
- ※3密回避が困難な場合は、マスク着用を推奨する。

## < 船内食堂の座席配置の事例 >



### (4) 休憩・休息

以下の①～③は、感染リスクが比較的高いと考えられるため特に留意する。

#### ① 食堂・休憩室・控室

- ・ 昼休み等の休憩時間をずらす、椅子を間引くなどにより、利用者の集中を避け、対人距離を確保するよう努める。
- ・ 室内の換気を徹底し、乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿を行う。

※ 熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。

- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 手や口が触れるもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒する。
- ・ 従業員等は入室前と退室後に手洗いをする。
- ・ 更衣室の混雑を避けるため、自家用車での通勤者など、自宅で制服や作業服に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。

#### ② トイレ

- ・ トイレの換気を徹底する。
- ・ 便器内は、特別な清掃は不要のため、通常のコップ、箸などの清掃を実施する。
- ・ ドアノブ、ロック、便座、蓋、排水レバーなどの不特定多数が接触する箇所は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 手洗い場に石けん又は消毒液を設置し、手洗い・消毒を徹底する。
- ・ ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。
- ・ ペーパータオルを設置する。

### ③喫煙所

- ・ 喫煙所の換気を徹底する。
- ・ 喫煙中は、屋外であっても一定の距離を確保するよう努める。
- ・ 屋外の喫煙所や屋内の喫煙専用室では、会話や携帯電話による通話を慎む。

### ④屋外の休憩場所

- ・ 屋外で休憩等を行う場合であっても、必要に応じ休憩時間をずらすなどにより、対人距離を確保するよう努める。

## (5) 来客への対応

- ・ 来客に対しても従業員等に準じた感染拡大予防対策への協力を求めるため、自社の感染拡大予防対策の内容について、来客の所属企業等に説明したり、文書を送付することにより、協力を確保する。この際には、必要に応じ、政府からの要請文書や本ガイドラインを活用する。
- ・ 来客に対し、掲示物や声掛けにより、手指消毒等への協力を呼び掛ける。
- ・ 建物の入口やエレベーターホール等に手指消毒液を配置。

## (6) 従業員等の意識向上

- ・ 国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、感染拡大を防止するための知識・知見等を従業員等に周知する。

### 【参考 URL (再掲)】

- ・ 「感染症対策へのご協力をおねがいます」(首相官邸・厚生労働省)：  
[https://corona.go.jp/prevention/pdf/kansen\\_yoko.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/kansen_yoko.pdf)
- ・ 「職場における感染防止対策の実践例」(厚生労働省)、「新しい生活様式」の実践例」(厚生労働省)、「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」(厚生労働省)：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html#h2\\_free1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html#h2_free1)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防のポイントをまとめました(新型コロナウイルス感染症)」(厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)
- ・ 「新型コロナウイルス対策」対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例」(国土交通省)  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)
- ・ 従業員等に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が呼び掛けている取り組みを周知し、日常生活を含む行動変容を促す。
- ・ 緊急事態宣言の対象地域・期間においては、従業員等による勤務時間外の飲食を伴う会合の開催を控える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となった従業員等やその関係者が、社内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導するとともに、円滑な職場復帰のために十分に配慮を行う。ま

た、陽性者が発生した取引先等の従業員などに対し、差別的な言動を行わないよう、従業員等を指導する。また、従業員等が取引先等の従業員等から差別的な言動を受けた場合には、取引先等に対し、適切な配慮を求める。

#### **(7) 労働衛生管理等の適切な実施**

- ・ 感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求める。
- ・ 衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 労働衛生管理等の関連法令上の義務を遵守する。

#### **(8) 陽性者等が発生した場合の対応**

- ・ 職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、衛生上の職場の対応ルールを作成し、労働者に周知しておく。
- ・ 陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告を提出する。
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることがないようにする。
- ・ 陽性者が業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の請求を勧奨する。

## 4.おわりに

新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染やエアロゾル感染、接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。従業員ひとり一人が、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、本人のみならず、大事な家族や友人、同僚の命を守ることにつながるものとする。



## 港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン チェックリスト

本チェックリストは、「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」の遵守状況を確認・点検していただきやすいよう、まとめたものです。各対策の詳細については、ガイドラインをご確認ください。

「(一社)日本埋立浚渫協会ホームページ」 <https://www.umeshunkyo.or.jp/>

(参考箇所)「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」

3. 講じるべき具体的な対策 P6~P14

### (1) 健康管理・労務管理

- 従業員等に対し、出勤前に体温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認。
- 体調が悪い従業員等は出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底。
- 出勤後に体調不良が認められた従業員等は、抗原定性検査キットを活用して検査を実施。

### (2) 通勤・外勤

#### ①勤務体系

- 在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には励行。オンラインでの会議等を活用し、会議のための出勤を抑制。
- 時差出勤・時差退勤により、混雑時間帯の公共交通機関の利用やロッカールーム等の混雑を回避。
- ローテーションによる交替勤務が可能な職種については交代勤務を導入。グループ間での入れ替えが無いよう配慮。

#### ②通勤手段

- 公共交通機関を利用して通勤する従業員等は unnecessary な会話を控える。
- 条件に応じて、マイカー、バイク又は自転車での通勤を認める。

#### ③外勤

- オンライン会議や電話、電子メール等を活用し、出張や外出の際は、移動中及び移動先での感染対策を徹底する。特に感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は極力控える。
- 出張時や外出時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。

### (3) 勤務

#### ①共通事項

- 定期的な手洗・手指消毒の徹底（必要な水道設備や石けん、手指消毒液を配置）。
- 咳エチケットの徹底。
- 業務上必要な場合を除き、大声を出さないことの徹底。
- 換気の徹底等により風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境を作らない工夫。
- 電子メールや各種のオンラインサービスなどを活用し、社内外の関係者との間の書類や物品の対面での受け渡し回数を削減。
- 定例ミーティングは中止、時間短縮、対人距離の確保、分割実施を検討。
- 個々の従業員の専用とすることが可能な器具や装備、衣服などは共有を避ける。
- 制服、作業服や手袋などの衣服等は定期的に洗濯又は消毒。

## ②職場

- 対人距離を保てるよう座席配置を工夫。
- 物品・機械等の複数人での共用をできる限り回避。
- テレビ会議、電話、電子メール等を活用し、人が集まる形での会議等をできる限り回避。
- 室内の換気を徹底。乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿する。エレベータ内では会話を控える。
- ゴミの回収にあたっては、鼻水、唾液などがついたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- 不特定多数が接触する場所等では、定期的な清拭消毒の実施。

## ③現場

- ・ 工事事務所及び作業船等の船内における具体的対策は、各々の工事事務所及び船舶の規模や作業内容を考慮し、感染拡大防止の趣旨を踏まえ、適切かつ柔軟に対処する。
- ・ 工事事務所及び作業船の船内における作業員等に対し、朝礼や張り紙等によって感染拡大を防止するための知識・知見等を周知するなど、感染拡大防止に係る個人的取組等の指示、教育を実施する。
- ・ 現場で器具等を共有する場合には、その都度、消毒を適切に行う。

### (工事事務所)

- 出勤前に体温計測（現場入場者は自己申告による体温記録）を行う。
- 職員、作業員とも出勤時間をずらし、朝礼も複数回実施。
- 朝礼については、職長及び安全衛生責任者のみ参加とし、その後の体操・KY活動については、グループ毎に一定の間隔を取る。
- 休憩及び昼食については、一斉に全員で休憩をとらず、時間帯を変える。感染防止対策を行っている食堂以外での食事は控え、食事中の会話は控える。
- 昼の打合せ、夕礼等の職長及び安全衛生責任者の打合せは、複数回数開催など人数を最小化し、一定の間隔をとる。
- 安全衛生協議会の開催は1次業者担当者（1名）に限るなど概ね10名以下での複数回開催とし、2次以下の業者へは議事録を使用し周知記録を回収する。
- 職員執務スペースは、スクール型、スタガード配置等三密を回避するよう席を配置。換気、常時室内人数の最小化、定期的な清拭消毒の実施。
- 職員、作業員の間での十分な離隔の確保、必要に応じて手洗い場の増設を図り、消毒液の設置、動線の分離、高頻度接触部位の消毒等を適切に実施。

### (船内)

- 就業前の体温計測を実施し、発熱がある場合は自室で待機し、自室フロア以外の移動を禁止する。発熱時の食事は自室にて弁当とする。
- 朝礼は各部代表で行い、朝礼時、打合せ時等は他者との離隔をとる。体操、TBM、KY活動はグループで行い、離隔をとる。
- 通行の多い箇所に消毒液を設置し、作業員が接触する可能性の高い箇所の消毒を適切に実施。

- 居住場所については、既乗船者と新規乗船者の居住フロアを分ける等、作業船の居住環境を確認し、三密を回避する工夫、体調管理の徹底、休日の報告・連絡・相談体制を整える。
- トイレの使用は、便座を使用する場合は、原則、居住フロアのトイレを使用。
- 食事場所は、感染防止対策を行っている食堂や自室以外での食事は控え、厨員は食事時間後の清掃時テーブルを除菌する。
- 食事場所への入室時の手消毒、時間差での食事、座席配置の離隔の確保、個別トレーの使用、換気の実施等を行う。
- 通常船内泊の場合でも、陸上宿泊等により三密回避を検討する。
- 三密回避が困難な場合は、マスク着用を推奨する。

#### (4) 休憩・休息

##### ① 食堂・休憩室・控室

- 昼休み等の休憩時間をずらす、椅子を間引くなどにより、利用者の集中を避け、対人距離を確保するよう努める。
- 換気、乾燥する場面での湿度40%以上の加湿、共有物品の定期的かつこまめな消毒、手や口が触れるものの適切な洗浄消毒、入退室時の手洗いの励行、徹底。

##### ② トイレ

- 換気、通常の清掃、不特定多数が接触する箇所の定期的な清拭消毒を行う。
- 蓋を閉めて汚物を流す旨の掲示、手洗い場の石けん又は消毒液の設置、ペーパータオル設置を行う。ハンドドライヤー設備は、定期的に清掃されていることを確認の上使用。

##### ③ 喫煙所

- 換気の徹底
- 屋外であっても対人距離の確保、会話や携帯電話の通話を慎む。

##### ④ 屋外の休憩場所

- 休憩時間をずらす等により、対人距離を確保。

#### (5) 来客への対応

- 来客に対して自社の感染拡大予防対策の内容について説明等を行い、協力を依頼。
- 建物入り口、エレベーターホール等に消毒液を配置。

#### (6) 陽性者等が発生した場合の対応

- 陽性者や濃厚接触者が発生した場合に備え、衛生上の職場の対応ルールを作成し、周知。
- 陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告を提出。
- 陽性者に対し、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けないようにする。
- 陽性者が業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の請求を勧奨する。